

広 監 第 144 号  
平成 19 年 9 月 21 日

請求人  
( 略 )

広島市監査委員 松 井 正 治  
同 野 曾 原 悦 子

#### 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 19 年 7 月 25 日付け広監第 114 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

なお、議会選出の田尾健一監査委員及び元田賢治監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、本件監査から除斥した。

#### 第 1 請求の要旨

広島市では、議員が調査研究するために必要な経費の一部として、議会における会派に所属する議員数に議員一人当たり月額 34 万円を乗じた額を会派に交付している。

政務調査費の使途は、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「交付規則」という。）第 8 条の規定により、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費と定められている。

また、交付規則第 11 条第 1 項第 3 号では、「政務調査費を支出したときは、領収証書を徴すること。ただし、領収証書を徴し得ないものについては、会派の代表者の支払証明書をもって代えることができる。」と規定されている。

この度、全会派の「平成 18 年度政務調査費収支報告書」を見ると、5 万円以上のものについては領収証書を添付しているが、納得できないもの、内容が不明で政務調査の支出として確認できないものが多くあり、市民が納得できる報告書になっていない。また、支払証明書で済ませる場合は社会通念上、領収証書が徴し得ない相当な理由が必要であるが、一般的に領収証書が発行される宿泊費などを支払証明書で済ませている。さらに、支払証明書の日付が政務調査費の支出よりも前のものは、仮払伝票に過ぎず、実際の支払を証明するものではない。

「5 万円以上の支出には領収証書を添付し公開した」とは言いながら、市民が願う政務調査費の使い方になっておらず、まして、領収証書のない年賀はがきの購入など 5 万円以下のものについても監査する必要があると思う。

したがって、交付に応じた担当職員の行為は、違法かつ不当な公金の支出で、広島市に

損害を与えた行為であるため、次の6項目(なお、会派及び会派所属議員は、政務調査費の支出時のものである。以下同じ。)について、広島市が被った損害を補填するよう監査請求する。

また、市長及び市議会議長に対し、再度、政務調査費は公金であるため、各会派からの収支報告書にすべての領収書を添付させること、昨年度の平成17年度分政務調査費に係る監査結果の中で、「政務調査の原資が税金であることからすればその用途が明確であることは当然に求められることであり、また、会派が政務調査費を支出すると判断したことの適正を担保するためにも、何に政務調査費が使われたのかを明確にするに足りる領収証書であることが必要である。」との監査委員の意見にあるとおり、これに従っていない事実があれば従うことを勧告するよう求める。

(1) 「支払証明書」をめぐるもの

ア 会派・議員 ひろしまフロンティア 21 A 1 議員

使途項目等

- ・ 平成18年8月13・14・15日分の調査旅費 60,040円

問題

- ・ 使途項目には「調査旅費」としながら領収書は「調査研究費」となっている。
- ・ 代表者の印がない。
- ・ 内容が「名古屋経済の広島市との違い」とあり、視察先が名古屋城、徳川美術館となっているが、観光行政ならまず名古屋市役所を訪ねて名古屋の観光が名古屋経済に果たす効果を調べるのではないか。名古屋城、徳川美術館の視察と経済問題とは余りにも結びつかず、単なる観光旅行ではないのか。
- ・ 名古屋までの往復の旅費のように思えるが、なぜ領収書がないのか。また、徳川美術館でも領収書はもらえたはずである。

イ 会派・議員 ひろしまフロンティア 21 A 2 議員

使途項目等

- ・ 平成18年11月20日分の調査旅費 51,980円
- ・ 同年9月26日分の調査旅費 51,980円
- ・ 同年12月8・9日分の調査旅費 71,780円
- ・ 同年10月31日・11月1日分の調査旅費 71,780円
- ・ 同年9月7・8日分の調査旅費 71,780円

問題

- ・ A2氏は「広島市子ども会連合会」の会長であり、そうした関連の政務調査を数多く行っている。
- ・ 同連合会関係者の話では、同連合会の代表として東京などに数多く出張し、そのための旅費を同連合会の会計から支出しているとのことである。
- ・ そもそも同連合会は会費だけでなく広島市からの「補助金」も収入源としている団体であり、二重の請求だとしたら大問題である。

ウ 会派・議員 新風広島 B 1 議員

使途項目等

- ・ 平成18年8月1・2・3日分の調査旅費 91,580円

- ・ 同月 28・29 日分の調査旅費 71,780 円

#### 問題

- ・ 東京に行ったことしか証明しておらず、目的外支出である。
- ・ 発行相手の名前がなく証明書として無効である。

#### エ 会派 自由民主党

##### 使途項目等

- ・ C 1 議員の平成 18 年 4 月 13・14・15 日分の調査旅費 91,580 円
- ・ C 2 議員の同年 5 月 3・4 日分の調査旅費 71,780 円
- ・ C 3 議員の同月 9・10・11 日分の調査旅費 60,300 円
- ・ C 4 議員の同月 23・24・25・26 日分の調査旅費 111,380 円
- ・ C 3 議員の同年 7 月 3・4・5 日分の調査旅費 91,580 円
- ・ C 5 議員の同月 3・4・5・6 日分の調査旅費 148,340 円
- ・ C 5 議員の同月 27・28・29 日分の調査旅費 91,580 円
- ・ C 2 議員の同年 10 月 6・7 日分の調査旅費 71,780 円
- ・ C 5 議員の同月 16・17・18 日分の調査旅費 91,580 円
- ・ C 2 議員の同年 11 月 27・28 日分の調査旅費 71,780 円
- ・ C 3 議員の平成 19 年 1 月 23・24・25 日分の調査旅費 91,580 円
- ・ C 3 議員の平成 18 年 4 月 10・11・12 日分の旅費(研究研修費)91,580 円
- ・ C 1 議員の平成 19 年 1 月 16・17 日分の旅費(研究研修費)71,780 円

#### 問題

- ・ 東京など行き先しか証明しておらず、目的外支出である。
- ・ 使途が「調査研究旅費」となっているものが多く、「調査旅費」なのか「研究研修費」なのか会派としての使途が不明確である。

#### オ 会派 新政クラブ

##### 使途項目等

- ・ D 1 議員の平成 18 年 4 月 12・13 日分の調査旅費 86,500 円
- ・ D 2 議員の同月 5・6 日分の調査旅費 71,780 円
- ・ D 3 議員の同年 5 月 16・17・18 日分の調査旅費 113,100 円
- ・ D 4 議員及び D 5 議員の同年 6 月 5・6 日分のそれぞれの調査旅費 55,480 円

#### 問題

- ・ 東京など行き先しか証明しておらず、目的外支出である。
- ・ 仮払いにしかならないものが含まれており、「領収証書」の代わりにはならない。

#### カ 会派・議員 無所属 E 1 議員

##### 使途項目等

- ・ 平成 18 年 4 月 5・6 日分の調査旅費 74,060 円
- ・ 同年 5 月 2・3・4・5 日分の調査旅費 125,780 円
- ・ 同年 6 月 1・2・3 日分の調査旅費 72,610 円
- ・ 同月 13・14 日分の調査旅費 74,060 円
- ・ 同年 7 月 12・13・14・15 日分の調査旅費 122,100 円

- ・ 同月 20・21 日分の調査旅費 73,800 円
- ・ 同年 8 月 8・9・10 日分の調査旅費 76,500 円
- ・ 同年 9 月 21・22・23・24 日分の調査旅費 120,100 円
- ・ 同年 10 月 31 日・11 月 1 日分の調査旅費 60,040 円
- ・ 同年 11 月 23・24 日分の調査旅費 74,060 円
- ・ 同年 12 月 17・18 日分の調査旅費 74,060 円
- ・ 平成 19 年 1 月 12・13 日分の旅費 71,780 円

問題

- ・ 社会通念上明らかに「領収証書」が取れるものまで「支払証明書」で済ませていることは問題である。
- ・ 議員の「政務調査費」に「日当」はふさわしくない。「政務調査」は派遣ではなく、議員自らが行うものであり、「日当」は支給すべきではない。
- ・ 広島市の職員規程にある「日当」は基本的には「現地交通費の実費支給分」と解すべきであり、バス代まできちんと請求しており、「日当」の支給は二重払いに当たる。

キ 会派 社民党

使途項目等

- ・ 平成 18 年 5 月 17 日発行の領収書分の調査旅費 50,660 円（5 件）

問題

- ・ 行き先しか証明しておらず、目的外支出である。
- ・ 誰が行ったか不明である。

ク 会派・議員 社民党 F 1 議員

使途項目等

- ・ 平成 18 年 9 月 15 日発行の領収書分の研究研修費 63,000 円

問題

- ・ 内容が一切分からず目的外支出である。

ケ 会派 自民党・市政改革クラブ

使途項目等

- ・ 平成 18 年 5 月 11 日振込分の広報費 480,270 円（うち 315 円は振込手数料）

問題

- ・ 本件支出は監査請求書に事実を証する書面として添付した広報誌のものと思われるが、この広報誌の発行は後援会事務局となっており、目的外支出である。

(2) 領収証書と政務調査費の金額が違うもの

会派 公明党

使途項目等

- ・ G 1 議員に係る平成 18 年 6 月 22 日振込分の広報費 50,904 円（振込金額 63,000 円、振込手数料 630 円の合計額の 8 割相当額）
- ・ G 2 議員に係る平成 19 年 3 月 1 日発行の領収証分の広報費 189,000 円（領収金額 210,000 円の 9 割相当額）
- ・ G 2 議員に係る同月 6 日発行の領収証分の広報費 92,610 円（領収金額

102,900 円の 9 割相当額)

問題

- ・ すべて領収書の金額と計上金額が違っている。なぜこのような会計処理をしているのか理解できない。

(3) 年賀はがきにまつわるもの

ア 会派・議員 自由民主党 C 1 議員

使途項目等

- ・ 平成 18 年 12 月 12 日発行の支払証明書分の広報費 100,000 円

問題

- ・ 監査請求書に事実を証する書面として添付したはがきには、大きく「市政報告」とされているが、これは年賀状であり、中の文面を見る限り、年賀のあいさつ以外の何ものでもない。
- ・ 公職選挙法第 147 条の 2 に、公職にある者は選挙区内にある者に対し年賀状等のあいさつ状を出してはならないとあるにもかかわらず、今年議員から年賀状を受け取った人がおり、違法行為と言わざるを得ない。
- ・ あいさつ状禁止の年賀状を政務調査費から出しているのは二重の違反である。

イ 会派・議員 新自民クラブ H 1 議員、H 2 議員

使途項目等

- ・ H 1 議員に係る平成 18 年 11 月 2 日発行の領収証書分の広報費 50,000 円
- ・ H 2 議員に係る同年 12 月 28 日発行の領収証書分の広報費 100,000 円、77,500 円

問題

- ・ 公職選挙法第 147 条の 2 で「公職人のあいさつ状の禁止」があり、これに違反している。
- ・ あいさつ状禁止の年賀状を政務調査費から出しているのは二重の違反である。

(4) 「寄附」と思われるもの

会派・議員 自民党・市政改革クラブ I 1 議員

使途項目等

- ・ 平成 18 年 6 月 14 日発行の領収書分の資料購入費 58,852 円
- ・ 同年 7 月 18 日発行の領収書分の資料購入費 55,964 円
- ・ 同年 8 月 21 日発行の領収書分の資料購入費 54,427 円
- ・ 同年 9 月 13 日発行の領収書分の資料購入費 52,420 円
- ・ 同年 10 月 13 日発行の領収書分の資料購入費 58,115 円
- ・ 同年 11 月 14 日発行の領収書分の資料購入費 66,715 円
- ・ 同年 12 月 13 日発行の領収書分の資料購入費 50,746 円
- ・ 平成 19 年 1 月 15 日発行の領収書分の資料購入費 62,086 円
- ・ 同年 2 月 15 日発行の領収書分の資料購入費 84,417 円

問題

- ・ 9 か月間に 320 冊の本を購入しているが、政務調査のためとは思われず、目的外支出である。

- ・ 子ども会関係者の話によると「I 1氏は子ども会に来て、よく本を子どもに配っている」とのことである。公職選挙法第 199 条で議員の「寄附」は禁止されている。
- ・ 政務調査費で購入した本を「寄附」しているとしたら二重の違反である。

(5) 私的なものが混ざっていると思われるもの

ア 会派・議員 新風広島 B 1 議員

使途項目等

- ・ 平成 18 年 12 月 20 日振込分の研究研修費 50,805 円（うち 315 円は振込手数料）
- 問題
- ・ タクシーの使用しか証明できておらず、目的外支出である。

イ 会派・議員 社民党 F 2 議員

使途項目等

- ・ 平成 18 年 8 月 28 日口座引落分の研究研修費 81,186 円
- 問題
- ・ ガソリンの使用しか証明できておらず、目的外支出である。

(6) 内容が一切不明なもの

ア 会派 社民党

使途項目等

- ・ 社民党に係る平成 18 年 4 月 21 日発行の領収書分の資料作成費 84,000 円
- ・ 社民党に係る同年 5 月 16 日発行の領収証分の資料作成費 50,000 円
- ・ 社民党に係る同年 9 月 11 日発行の領収書分の資料作成費 121,425 円
- ・ 社民党に係る同年 10 月 23 日発行の領収書分の資料作成費 50,000 円
- ・ F 2 議員に係る同年 11 月 25 日発行の領収証分の資料作成費 70,000 円
- ・ F 1 議員に係る同年 12 月 26 日発行の領収証分の資料作成費 63,000 円
- ・ 社民党に係る同年 5 月 16 日発行の領収証分の広報費 81,650 円、50,000 円
- ・ F 3 議員に係る同年 11 月 22 日発行の領収証書分の広報費 98,575 円
- ・ F 2 議員に係る同月 30 日発行の領収証書分の広報費 250,000 円
- ・ F 3 議員に係る同年 12 月 19 日発行の領収証書分の広報費 50,000 円

問題

- ・ 何に使ったのか内容が不明で、目的外支出である。

イ 会派 自民党・市政改革クラブ

使途項目等

- ・ I 2 議員に係る平成 18 年 9 月 13 日振込分の広報費 93,450 円（うち 525 円は振込手数料）
- ・ I 3 議員に係る平成 19 年 3 月 22 日発行の領収証分の広報費 63,000 円
- ・ I 4 議員に係る同月 28 日発行の領収証分の広報費 210,000 円
- ・ I 3 議員に係る同年 2 月 15 日発行の領収証分の広報費 63,000 円
- ・ I 1 議員に係る平成 18 年 4 月 4 日発行の領収証書分の広報費 70,000 円
- ・ I 1 議員に係る同年 5 月 18 日発行の郵便料金受領証分の広報費 265,125 円
- ・ I 3 議員に係る平成 19 年 3 月 18 日発行の郵便料金受領証分の広報費 84,500 円

- ・ I 3 議員に係る同年 2 月 5 日発行の郵便料金受領証分の広報費 86,620 円
  - ・ I 5 議員に係る平成 18 年 5 月 8 日発行の領収証分の広報費 127,260 円
  - ・ I 5 議員に係る同月 24 日発行の領収証分の広報費 75,600 円
  - ・ I 4 議員に係る同年 12 月 11 日発行の郵便切手類及び印紙売渡証明書分の広報費 175,000 円
  - ・ I 4 議員に係る同年 8 月 1 日発行の郵便切手類及び印紙売渡証明書分の広報費 115,000 円
  - ・ I 3 議員に係る同年 12 月 10 日発行の領収証分の広報費 60,000 円
  - ・ I 1 議員に係る同年 5 月 12 日発行の領収証分の広報費 73,500 円
  - ・ I 2 議員に係る同月 31 日発行の領収証分の広報費 155,773 円
  - ・ I 3 議員に係る平成 19 年 3 月 22 日発行の領収証分の広報費 122,850 円
- 問題
- ・ 封筒代や印刷代に使用したことしか証明しておらず、目的外支出である。

## 第 2 請求の受理

本請求を、地方自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、平成 19 年 7 月 26 日に受理した。

## 第 3 監査の対象事項・方法

### 1 監査対象事項

前記第 1 に掲げた 6 項目について、各会派への政務調査費の交付及び各会派からの支出を監査対象とし、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「交付条例」という。）及び交付規則に規定する使途基準を逸脱する違法又は不当な交付及び支出があったかどうかを調査した。

### 2 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、請求人らの陳述を聴取した。
- (2) 市長に意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取し、及び説明を受けた。
- (3) 地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、関係人（各会派代表者等）調査を行った。
- (4) 後記第 5 に掲げる事項等について事実関係を調査した。

## 第 4 広島市長の意見

### 1 趣旨

本件措置請求は理由がないものである。

### 2 意見の理由

- (1) 本市では、地方自治法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定を受けて、交付条例を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対して政務調査費を毎月交付している。
- (2) 政務調査費の会派への交付月額、交付条例第 4 条第 1 項の規定により所属議員の

数に 34 万円を乗じた額に、同条第 2 項の規定に基づき会派職員雇用費を別途加算した額を支給している。

- (3) 政務調査費の会派への交付手続は、交付規則第 4 条の規定に基づき、会派の代表者が毎月市長へ提出する交付請求書に基づいて交付している。
- (4) 市から交付を受けた政務調査費の支出の決定は、交付規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、会派の代表者が行っており、また、政務調査費の経理及び関係書類の保存は、同項第 2 号から第 4 号並びに同条第 2 項の規定に基づき、政務調査費の交付を受けた会派が行っている。
- (5) 政務調査費の使途については、交付条例第 7 条に「会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。」と規定されており、政務調査費の使途基準については、交付規則第 8 条第 1 号の規定において「政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、別表に掲げる経費と認められるものに充てること」とされ、別表において、研究研修費及び調査旅費など 9 項目を定めている。
- (6) 会派の代表者は、交付条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、当該年度に交付を受けた政務調査費について、別表で定めた支出の 9 項目ごとに当該年度で支出した総額などを記載した収支報告書を作成し、1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費、事務所費及び会派職員雇用費を除く。）に係る領収証書等の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に議会の議長に提出することとなり、さらに議長は、交付規則第 10 条の規定に基づき、提出された収支報告書及び領収証書等の写しを速やかに市長に送付しなければならないとしている。
- (7) 市長は、送付された収支報告書及び領収証書等の写しを基に、収支報告書の計数又は誤記等の確認を行うとともに、領収証書等について、領収した日が記載されているか、会計年度の区分は適当か、あて名は会派名又は議員名が記載されているか、発行者の記名押印がされているか、代金の内容が記載されているか、内容は使途基準と合致しているか、印紙の貼付漏れはないかなど外形的審査を行ったものである。
- (8) 以上のように、市長は、交付条例及び交付規則に基づき政務調査費を交付しているものであり、市が交付した政務調査費の支出の決定は各会派の代表者が行っていること、送付された収支報告書及び領収証書等の写しの外形的審査からも、交付に応じた担当職員について、何ら違法又は不当な点はないため、本件措置請求は理由がないものである。

## 第 5 事実及び判断

調査の結果、次のとおり事実を認定し、判断する。

### 1 平成 18 年度における交付条例及び交付規則の主な内容

#### (1) 政務調査費の交付

政務調査費の月額、議会の会派を対象として（交付条例第 1 条及び第 2 条）、毎月の初日における所属議員の数に 34 万円を乗じて得た額に、会派職員雇用費（所属議員の数が 3 人以上の会派が当該会派の控室において常時勤務する職員を雇用した場合の費用）を加算した額とする（交付条例第 4 条及び第 5 条）。



政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議長を経由して市長に申請を行い（交付規則第 2 条）、交付申請書を受理した市長は交付額を決定し、所定の交付決定通知書により、議長を経由して当該会派の代表者に通知する（交付規則第 3 条）。

交付決定通知書を受け取った会派の代表者は、毎月 5 日までに所定の交付請求書を市長に提出し（交付規則第 4 条）、市長は、原則として、毎月 11 日に政務調査費を交付する（交付条例第 3 条第 1 項及び交付規則第 5 条）。

## (2) 使途基準

政務調査費は、使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（交付条例第 7 条）。また、政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、下表に掲げる経費と認められるものに充てなければならず（交付規則第 8 条第 1 号及び別表）、会派職員雇用費は、その算定の基礎となった常勤職員又は臨時職員の雇用に要する経費に充てるものとし、当該経費以外の経費に充ててはならない（交付規則第 8 条第 2 号）。

別表（交付規則第 8 条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費
広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費

なお、平成 19 年 6 月、市議会は、政務調査費の支出に当たっての判断基準として、支出に係る基本的留意事項、不適切な事例、具体的な使途例等を記載した「広島市議会政務調査費運用マニュアル及び政務調査費様式集」（以下「政務調査費運用マニュアル」という。）を作成し、同月 21 日に施行している。

## (3) 政務調査費の経理等

会派の代表者は当該年度に交付を受けた政務調査費について収支報告書を作成し、1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費及び事務所費並びに会派職員雇用費に係るものを除く。）に係る領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しを添えて、

当該年度終了後 30 日以内に議長に提出しなければならない（交付条例第 9 条第 1 項及び交付規則第 9 条）、収支報告書の提出を受けた議長はその写しを速やかに市長に送付しなければならない（交付規則第 10 条）。

会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない（交付条例第 9 条第 3 項）。

会派は、交付を受けた政務調査費の保管状況を明確にするとともに、その経理は次のとおりとする（交付規則第 11 条第 1 項）。

ア 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。

イ 経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。

ウ 政務調査費を支出したときは、領収証書（領収証書を徴し得ないものにあつては、会派の代表者の支払証明書）を徴すること。

エ 政務調査費の出納のみを行う預金口座及び経理簿を備えること。

政務調査費の交付を受けた会派は、収入支出伝票、領収証書等政務調査費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（交付規則第 11 条第 2 項）。

なお、平成 19 年 8 月 24 日付けで、市議会の議会改革検討会議から議長に対し、収支報告書に領収証書等の写しを添付する対象の支出を、現行の 1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費及び事務所費を除く。）からすべての支出とし、平成 20 年度の支出分から実施するよう答申がなされた。

## 2 平成 18 年度における各会派に係る政務調査費の交付状況等

### (1) 政務調査費の交付決定

平成 18 年 4 月 3 日付けで、各会派の代表者から議長を経由して平成 18 年度分の政務調査費の交付申請書が提出され、同日付けで、議会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）が、申請額が交付条例第 4 条及び第 5 条並びに交付規則第 7 条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、各会派へ申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。平成 19 年 2 月 5 日付けで、無所属から会派消滅届出書が提出され、同日付けで無所属の交付額の変更決定が、交付条例及び交付規則に基づく額であることを確認された上で総務課長により決裁された。

また、これらの決裁は、広島市職務権限規程に基づき適法になされていた。

### (2) 政務調査費の交付等

平成 18 年 4 月 3 日付けで各会派の代表者から 4 月分の政務調査費交付請求書が提出され、同日付けで総務課長がその支出命令書の決裁をした。その後、同様の手続を経て各月の政務調査費が交付された。

無所属からの会派消滅に伴う平成 18 年度政務調査費収支報告書は、平成 19 年 3 月 1 日付けで提出され、同月 5 日付けで交付条例第 9 条第 2 項の規定に基づき総務課長の決裁により承認され、同月 22 日に交付条例第 9 条第 3 項の規定に基づき残余相当額が返還された。その後、この収支報告書を修正したものが同年 4 月 12 日付けで議

会事務局長に提出されて承認され、同月 13 日付けで修正額が返還された。

無所属以外の会派からの平成 18 年度政務調査費収支報告書は、それぞれ平成 19 年 4 月に議長に提出され、総務課長が決裁した。残余が生じた会派からは、交付条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、同年 5 月 11 日から同月 16 日までの間に、残余相当額が返還された。

さらに、同年 8 月 7 日付けでひろしまフロンティア 21 に係る収支報告書を修正したものが議会事務局長に提出されて承認され、同日付けで修正額が返還された。

また、これらの決裁は、広島市職務権限規程に基づき適法になされていた。

### 3 各支出に係る事実及び判断

平成 18 年度における政務調査費の使途基準は、地方自治法第 100 条第 13 項及び第 14 項に基づく交付条例及び交付規則に定められているのみであり、交付条例等に基づいてその施行細則を規定した要領、運用マニュアル等といったものはない。

さらに、政務調査費の支出の決定は、交付規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定により会派の代表者が行うこととされており、これらのことからすると、議員の調査研究に資するため必要な経費であるか否かの判断は会派の裁量に委ねられていると考えられるものである。

このため、請求人らが目的外支出である旨主張する支出が、交付条例及び交付規則に規定する使途基準に従って支出されているか否かについては、関係人調査に対する調査及び各会派の政務調査費に係る経理簿及び支出伝票、領収証書等の証拠書類の調査等の結果を考慮し、社会通念からみて調査研究のために必要な経費として認めうるかという観点から検討した。

#### (1)ア A 1 議員の調査旅費に係る支出について

請求人らは、使途項目は「調査旅費」としながら支払証明書は「調査研究費」となっており、「名古屋経済の広島市との違い」のために名古屋城と徳川美術館を視察したことになっているが、観光行政ならまず名古屋市役所を訪ね名古屋の観光が果たす効果を調べるべきであり、名古屋城、徳川美術館の視察と経済問題とは余りにも結びつかず観光旅行ではないのか、支払証明書に代表者の押印がない、名古屋までの往復の旅費のように思えるがなぜ領収書がないのか、徳川美術館でも領収書はもらえたはずである旨主張する。

平成 18 年 8 月 13・14・15 日分の調査旅費の支出については、本市の都市活性化に資するため、名古屋市の都市づくり、広島城、現代美術館との比較、立地場所、その近辺の交通量その他を調査したことが認められた。

政務調査費における旅費の額は、不相当な旅程や著しく高額なもの以外は、市政調査研究活動に当たる正当な行政視察に伴うものとして社会通念上相当な範囲内に収まった実費相当額と認められる場合は、使途基準に合致する支出であると認められる。議員が公務により市域外に旅行した場合、広島市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）に規定する旅費が支払われ、その額は、通常、旅程に応じて算出される鉄道運賃等の交通費に定額で算出される日当及び宿泊費を加えた額である。本件の旅費の額は、旅費条例に従って算出された、名古屋市への 1 泊 2 日相当分の額（支払証明書上は 2 泊 3 日であるが、1 日は私的目的であったとし

て自己負担していることが認められた。)であり、社会通念上相当の範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

また、請求人らが支払証明書に代表者の押印がない旨主張していることについては、会派において保存されている支払証明書原本に代表者の印を確認した。

請求人らが領収証書が取れるものまで支払証明書で済ませている旨主張していることについては、本件旅費の額は前述のとおり実費相当額であり、かつ、実際に調査が認められたことにより、違法又は不当な支出とはいえない。

以上のことから、本件支出は違法又は不当とはいえない。

#### イ A 2 議員の調査旅費に係る支出について

請求人らは、A 2 議員は広島市子ども会連合会の会長であり、同連合会関係者の話では、同連合会の代表として東京などに数多く出張しそのための旅費は同連合会の会計から支出しているとのことであり、そもそも同連合会は会費だけでなく広島市からの補助金もその収入源としている団体であり、二重の請求だとしたら大問題である旨主張する。

平成 18 年 11 月 20 日分の調査旅費、同年 9 月 26 日分の調査旅費、同年 12 月 8・9 日分の調査旅費、同年 9 月 7・8 日分の調査旅費の 4 件の支出については、前記 2 (2) のとおり、平成 19 年 8 月 7 日付けで本市へ返還され、本市に損害が発生する可能性がなくなり、監査の対象外となった。市民からの住民監査請求によって返還に至ったことは、同議員がこれらの支出を違法又は不当な支出と認めたことに相違なく、誠に遺憾である。

平成 18 年 10 月 31 日・11 月 1 日分の調査旅費の支出については、道路問題、河川整備、球場問題、交通政策、教育問題など現在の広島市の課題について調査のため、東京都において議員秘書、各省職員と意見交換・陳情を行ったことが認められた。

旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額であり、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

以上のことから、本件支出は違法又は不当とはいえない。

#### ウ B 1 議員の調査旅費に係る支出について

請求人らは、東京に行ったことしか証明しておらず目的外支出である、発行相手の名前がなく証明書として無効である旨主張する。

平成 18 年 8 月 1・2・3 日分の調査旅費の支出については、東京都において、広島刑務所の今後について打合せ、公会計についての講演会出席、汐留、品川の大規模再開状況の視察を行ったことが認められた。

同月 28・29 日分の調査旅費の支出については、東京都において、地方議員交流会への出席、地方議会制度、まちづくり三法についての勉強会へ出席していたことが認められた。

支払証明書に発行相手の名前が記載されていないことについては、当会派は B 1 議員 1 名であり、発行相手は B 1 議員本人であると認められる。

これらの旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額であり、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

以上のことから、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

#### エ 自由民主党の調査旅費及び研究研修費に係る支出について

請求人らは、東京など行き先しか証明しておらず目的外支出である、使途が「調査研究旅費」となっているものが多く、「調査旅費」なのか「研究研修費」なのか会派としての使途が不明確である旨主張する。

C 1 議員の平成 18 年 4 月 13・14・15 日分の調査旅費の支出については、新球場建設のため東京ドーム、千葉マリスタジアム、横浜市の日産スタジアムを調査したことが認められた。

C 3 議員の同年 5 月 9・10・11 日分の調査旅費の支出については、新球場建設の調査のため、ヤフードームの視察と福岡、北九州市内の調査をしたことが認められた。

C 4 議員の同月 23・24・25・26 日分の調査旅費の支出については、東京復活への研究・調査のため、東京都において、国土交通省ほか航空関係行政機関、地元出身国会議員と意見交換したことが認められた。

C 3 議員の同年 7 月 3・4・5 日分の調査旅費の支出については、新球場建設の調査のため東京ドームの視察、スポーツ振興のためサッカー関係者、柔道関係者と意見交換をしたことが認められた。

C 5 議員の同月 3・4・5・6 日分の調査旅費の支出については、主に公園整備についての調査研究のため、札幌市ほかにおいて、札幌ドーム、札幌駅温泉、大通公園、札幌市役所、五稜郭公園、函館朝市、北海道庁、旭山動物園、旭川市博物館、平和通買物公園などを調査したことが認められた。

C 5 議員の同月 27・28・29 日分の調査旅費の支出については、東京都において、平成 17 年台風 14 号関係の災害対策等について国土交通省職員、地元国会議員と意見交換したことが認められた。

C 5 議員の平成 18 年 10 月 16・17・18 日分の調査旅費の支出については、東京都において、平成 18 年台風 13 号関係の災害対策について自民党本部、国会議員、国土交通省職員を訪問したことが認められた。

C 3 議員の平成 19 年 1 月 23・24・25 日分の調査旅費の支出については、東京都において、同年 5 月に広島市で開催される柔道の全日本実業団体対抗大会の準備のため関係者と面談及び今後の商店街について調査のため人形町商店街役員と面談したことが認められた。

C 3 議員の平成 18 年 4 月 10・11・12 日分の旅費（研究研修費）の支出については、東京都において、平成 19 年 5 月に広島市で開催される柔道の全日本実業団体対抗大会の準備のため関係者と面談したことが認められた。

C 1 議員の同年 1 月 16・17 日分の旅費（研究研修費）の支出については、東京都において、道州制問題や広島市政の活性化について国会議員と話し合い、ベンチャー企業の育成について参考とするため、「ベンチャーフェア」Japan '07」へ出席したことが認められた。

これらの旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額であり、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

また、C3 議員の旅費4件に係る支払証明書の証明者は、同議員が会派の代表者であることを理由に会派副幹事長のC5 議員となっていた。交付規則第11条第1項第3号ただし書の規定では証明者は会派の代表者となっており、不適切な処理と思われるが、これらの支出が違法又は不当とまではいえない。

したがって、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

C2 議員の平成18年5月3・4日分の調査旅費、同年10月6・7日分(支払証明書上は同月6・7日となっているが、同議員から同月11・12日であったとの回答があった。)の調査旅費、同年11月27・28日分の調査旅費の3件の支出については、翌年春に行われる予定の広島市長選挙及び統一地方選挙並びに参議院議員選挙の情勢分析等について、東京都において政界、官界を中心に相談、打合せを行ったことが認められた。しかし、その目的は政党活動又は選挙活動と認めざるを得ず、これらの支出215,340円は調査研究に資するため必要な経費とは認められない。なお、本件支出がなされた後の平成19年6月に作成された政務調査費運用マニュアルでも、「自己の所属する政党活動に要する経費」は政党活動経費として、「選挙運動及び選挙活動に係る経費」は選挙活動経費として、それぞれ政務調査費からの支出を不適切な事例としている。

#### オ 新政クラブの調査旅費に係る支出について

請求人らは、東京など行き先しか証明しておらず目的外支出であり、また、仮払いにしかならないものが含まれており領収証書の代わりにはならない旨主張する。

D1 議員の平成18年4月12・13日分の調査旅費の支出については、都市の活性化策について、東京都において、中央官庁職員、広島出身経済人等と施策の打合せ、情報収集、施策の実施依頼を行ったほか、新球場建設の調査のため、仙台市において、楽天球場等を調査したことが認められた。

D2 議員の同月5・6日分の調査旅費の支出については、平成18年度予算(安佐北区)の説明と地域の現況報告、中山間地の活性化のため、東京都において、国会議員へ陳情を行ったことが認められた。

D3 議員の同年5月16・17・18日分の調査旅費の支出については、新球場建設の調査のため仙台球場の改修について調査したことが認められた。

D4 議員及びD5 議員の同年6月5・6日分のそれぞれの調査旅費の支出については、3万人収容でき、かつ、90億円以内でどんな球場ができたのか調査するため、宮崎県及び宮崎市の球場担当者との意見交換、宮崎県総合運動公園内諸施設、サンマリンスタージアム宮崎ほかを視察したことが認められた。

これらの旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額に照らし、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

また、D4議員及びD5議員に係る調査旅費は、調査旅行前に政務調査費から支出されていることを経理簿、支出伝票等により確認した。請求人らの言う「仮払い」とは、金額の確定していない概算払を意味し、概算払により政務調査費を支出した場合精算行為が必要である旨主張しているものと思われる。旅費条例においては、旅費を概算払した場合は精算することとされ、政務調査費の調査旅費における場合もそれが望ましいと考えられるが、交付条例及び交付規則には精算に係る規定

はなく、また、政務調査費は実費弁償が原則で、本件2件の旅費の額は前述のとおり実費相当額と認められることから、請求人らの主張に理由はない。

以上のことから、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

#### カ E 1 議員の調査旅費に係る支出について

請求人らは、社会通念上明らかに領収証書が取れるものまで支払証明書で済ませていることは問題である、政務調査は派遣ではなく議員自らが行うものであり日当は支給すべきではない、旅費条例にある日当は基本的には現地交通費の実費支給分と解すべきであり、同議員はバス代まできちんと請求しており日当の支給は二重払いに当たる旨主張する。

平成18年4月5・6日分の調査旅費の支出については、国の予算調査のため、東京都において、財務省職員、国土交通省職員、国会議員等と面会し、調査したことが認められた。

同年5月2・3・4・5日分の調査旅費の支出については、京都市において、春の文化財特別公開の運営状況と社寺修理の財源捻出のあり方について調査し、東京都において、国の地方行政のあり方について大学教授と会合したほか、日光市において、世界遺産の日光東照宮の保存状況について調査したことなどが認められた。

同年6月1・2・3日分の調査旅費の支出については、高知市においてNHKドラマ「功名が辻」がイベント等にどう生かされているか調査し、四万十市において四万十川の環境保護について及び旧中村市の中高一環教育について調査し、宇和島市において町並み保存について調査したことが認められた。また、この旅費にはバス代2,200円が含まれており、請求人らはバス代の支給を違法又は不当としているが、旅費条例において、交通費は用務先の市町村（目的地）の中心となる駅に到着するまでの金額を支給する取扱いとしており、本件バス代についても目的地の市町村までの経路において使用したバス代であることから、正当な支出であると認められる。

同月13・14日分の調査旅費の支出については、教育行政調査のため、東京都において、教育特区の動きについて教育関係者や専門家等と意見交換したことが認められた。

同年7月12・13・14・15日分の調査旅費の支出については、街づくり調査のため、東京都において学校の統廃合による地域組織の再編、京都市において町衆による地域再生の取組について教育関係者等と意見交換したことが認められた。

同月20・21日分の調査旅費の支出については、東京都において「明日の神話」の展示状況、八王子市において中小企業振興策の調査のため八王子市商工会議所の「ものづくり大賞」の制度等について調査したことが認められた。

同年8月8・9・10日分の調査旅費の支出については、長崎市において、平和祈念式典の進行及び警備状況、観光イベント「さるく博」の実施状況を調査したことが認められた。

同年9月21・22・23・24日分の調査旅費の支出については、京都市において、京都とイタリア・フィレンツェの友好都市提携40周年の記念事業の運営等について、東京都において、東京都の独自財源の確保の取組や竹芝ふ頭等の再開発等について調査したことが認められた。

同年 10 月 31 日・11 月 1 日分の調査旅費の支出については、名古屋市において、愛知県犬山市が実施している教育改革について県内の教育関係者や専門家等と会合し、調査したことが認められた。

同年 11 月 23・24 日分の調査旅費の支出については、教育特区調査のため、東京都において、関係者や専門家と会合し、調査したことが認められた。

同年 12 月 17・18 日分の調査旅費の支出については、文化行政調査のため、東京都において、国の予算編成に合わせて広島市関係の予算（特に、世界遺産の保存のあり方）について財務省職員、国土交通省職員、国会議員等と会合し、調査したことが認められた。

これらの旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額に照らし、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

平成 19 年 1 月 12・13 日分の旅費の支出については、政務調査費から支出されていないことが経理簿、支出伝票等で確認された。

請求人らが領収証書が取れるものまで支払証明書で済ませていることは問題である旨主張していることについては、本件旅費の額は前述のとおり実費相当額であり、かつ、実際に調査が認められたことにより、違法又は不当な支出とはいえない。

請求人らが政務調査費に係る旅費に日当は支給すべきでない旨主張していることについては、旅費条例では日当の支給が規定され、これは旅行中の昼食費、目的地である地域内を巡回する場合の交通費及び旅行に伴う諸雑費を賄うための支給と解されており、政務調査費の支出に当たってこれらの経費に充当するため旅費条例の日当相当額を支出することは違法又は不当とはいえない。

以上のことから、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

#### キ 社民党の調査旅費に係る支出について

請求人らは、行き先しか証明しておらず目的外支出である、誰が行ったか不明である旨主張する。

平成 18 年 5 月 17 日発行の領収書分の調査旅費の支出（5 件）については、会派議員 5 名全員で同月 8 日から 10 日までの 3 日間、仙台市においてフルキャストスタジアム宮城、小学校の英語授業、発達相談支援センター、フィンランド福祉センターを視察するとともに、仙台市議会において英語授業、学校での雨水利用・太陽光発電等、同議会の状況について説明を聴取したことが認められた。

これらの旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額に照らし、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

以上のことから、本件支出は違法又は不当とはいえない。

#### ク F 1 議員の研究研修費に係る支出について

請求人らは、内容が一切分からず目的外支出である旨主張する。

平成 18 年 9 月 15 日発行の領収書分の研究研修費の支出については、同月 23 日（日帰り）に全国一般労働組合本部（東京都）において、広島における労働行政の施策等に反映することを目的として、全国の中小企業の労働者の雇用・賃金等の把握と厚生労働省主催の労働条件分科会（同月 19 日開催）の報告を聴取して意見交換をし、そのための旅費 43,000 円と、広島市内で行われる研修等に参加する際の公共交通



利用のためのバスカード代 20,000 円であることが認められた。

旅費の額については、旅費条例に従って算出された金額に照らし、社会通念上相当な範囲内に収まっていると考えられるため、実費相当額と認められた。

以上のことから、本件支出は違法又は不当とはいえない。

#### ケ 自民党・市政改革クラブの広報費に係る支出について

請求人らは、本件支出は監査請求書に事実を証する書面として添付した広報誌のものと思われるが、この広報誌の発行は後援会事務局となっており、目的外支出である旨主張する。

平成 18 年 5 月 11 日振込分の広報費の支出については、この広報誌（1 面から 3 面は全議員共通の内容、4 面は各議員の活動）の 4 面には、「議員事務所」、「後援会事務局」と併記されていたが、文面を見ると議会活動及び議員活動に係る市政報告であり、その印刷経費であることが認められた。

以上のことから、本件支出は違法又は不当とはいえない。

#### (2) 公明党の広報費に係る支出について

請求人らは、すべて領収書の金額と計上金額が違っているが、なぜこのような会計処理をしているのか理解できない旨主張する。

G 1 議員に係る平成 18 年 6 月 22 日振込分の広報費の支出については、市民に広報するための市政報告の印刷経費であることが認められた。

G 2 議員に係る平成 19 年 3 月 1 日発行の領収証分の広報費の支出については、インターネットを活用した市政報告のためのホームページ作成経費であることが認められた。

G 2 議員に係る同月 6 日発行の領収証分の広報費の支出については、街頭で市政報告を行う際のマイクロホン等の購入経費であることが認められた。

いずれの支出も 1 割又は 2 割を減額して支出していることについては、いずれも「市政報告のためであるが、市政報告以外のものと考えられかねない部分もあるかもしれないため、念のため減額して計上した。」という回答であった。これら 3 件の支出について会派の代表者の判断により一部減額のうえ政務調査費から支出したことに違法又は不当な点はない。

以上のことから、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

#### (3) ア C 1 議員の広報費に係る支出について

請求人らは、監査請求書に事実を証する書面として添付したはがきには大きく「市政報告」と書かれてはいるが、これは年賀状であり、文面を見る限り年賀のあいさつ以外の何ものでもなく、公職選挙法第 147 条の 2 に、公職にある者は選挙区内にある者に対し年賀状等のあいさつ状を出してはならないとあるにもかかわらず、今年議員から年賀状を受け取った人がおり違法行為である、さらに年賀状の代金を政務調査費から支出しているのは二重の違反である旨主張する。

平成 18 年 12 月 12 日発行の支払証明書分の広報費の支出については、市政報告を行うための年賀はがきの購入経費であることが認められた。

請求人らは本件支出に係るはがきの写しをもって公職選挙法違反と主張しているが、本件支出が公職選挙法に抵触することが明白であれば別として、政務調査費に

係る住民監査請求においては当該支出が交付条例及び交付規則に規定する用途基準に従っているか否かを判断すれば足りる。市民への市政報告をはがきによってなすことは政務調査費の支出として許されるものである。ただ、それを年賀はがきによってなすことに適切さを欠くことは否めないが、本件のはがきの文面からすると市政報告を否定するには当たらないと考えられ、したがって本件支出は違法又は不当とはいえない。

なお、本件支出がなされた後の平成 19 年 6 月に作成された政務調査費運用マニュアルでは、「年賀状の購入・印刷経費」は、交際費又は個人的な支出であるとの理由で、政務調査費からの支出を不適切な事例としていることに留意されたい。

#### イ 新自民クラブの広報費に係る支出について

請求人らは、公職選挙法第 147 条の 2 で「公職人のあいさつ状の禁止」があり、これに違反している、あいさつ状禁止の年賀状を政務調査費から出しているのは二重の違反である旨主張する。

H 1 議員に係る平成 18 年 11 月 2 日発行の領収証書分の広報費の支出については、市政報告を行うための年賀はがきの購入経費であることが認められた。

H 2 議員に係る同年 12 月 28 日発行の領収証書分の広報費の支出（2 件）については、議会活動、市政報告を行うための年賀はがきの購入経費であることが認められた。

両議員からこれらはがきの文面等は確認できなかったが、両議員はその内容は市政報告等である旨主張しており、これに反する事実は見当たらず、また、市政報告である限り違法又は不当でないことについては、前記アのとおりである。

以上のことから、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

#### (4) I 1 議員の資料購入費に係る支出について

請求人らは、9 か月間に 320 冊の本を購入しているが、政務調査のためとは思われず目的外支出である、子ども会関係者の話によると子ども会によく本を配っているとのことであるが、公職選挙法第 199 条で議員の寄附は禁止されているため政務調査費で購入した本を寄附しているとしたら二重の違反である旨主張する。

平成 18 年 6 月 14 日発行の領収書分の資料購入費、同年 7 月 18 日発行の領収書分の資料購入費、同年 8 月 21 日発行の領収書分の資料購入費、同年 9 月 13 日発行の領収書分の資料購入費、同年 10 月 13 日発行の領収書分の資料購入費、同年 11 月 14 日発行の領収書分の資料購入費、同年 12 月 13 日発行の領収書分の資料購入費、平成 19 年 1 月 15 日発行の領収書分の資料購入費、同年 2 月 15 日発行の領収書分の資料購入費の支出については、同議員から、議案や市長の政治姿勢の審議、市政課題の発掘・提起等の基盤になる“視点”や“ものさし”を得るため、多様な分野から購入した旨の回答を得た。請求人らは本を子ども会に配っていることは公職選挙法に違反している旨主張しているが、本件支出が公職選挙法に抵触することが明白であれば別として、政務調査費に係る住民監査請求においては当該支出が交付条例及び交付規則に規定する用途基準に従っているか否かを判断すれば足り、このことからすれば、本件支出は、調査研究のために必要な図書を購入であり、「資料購入費」の用途基準に合致していると認められた。

したがって、本件支出は違法又は不当とはいえない。

(5)ア B 1 議員の研究研修費に係る支出について

請求人らは、本件のタクシー代には私的なものが混ざっていると思われる、タクシーの使用しか証明できておらず目的外支出である旨主張する。

平成 18 年 12 月 20 日振込分の研究研修費の支出については、乗車月日、金額、乗車場所、降車場所、使用目的を確認し、これらに反する事実も認められないことから、研修会、研究会等に参加するための経費であると認められた。

したがって、本件支出は違法又は不当とはいえない。

イ F 2 議員の研究研修費に係る支出について

請求人らは、本件ガソリン代は私的なものが混ざっていると思われる、ガソリンの使用しか証明できておらず目的外支出である旨主張する。

平成 18 年 8 月 28 日口座引落分の研究研修費の支出については、同議員から、6 月から 8 月にかけての 3 か月でガソリンを使ったというわけではないが、夏から秋にかけての地域要望の調査（アンケート調査）や現地調査、区役所に出向いての要望事項の進捗状況の確認、議会報告のための広報車による報告、地域要望の報告等のためガソリンを使用した旨の回答を得、これに反する事実も認められないことから本件支出は違法又は不当とはいえない。

(6)ア 社民党の資料作成費、広報費に係る支出について

請求人らは、何に使ったのか内容が不明で目的外支出である旨主張する。

社民党に係る平成 18 年 4 月 21 日発行の領収書分の資料作成費の支出については、  
F 4 議員の市議会通信を送付するために使用する封筒の印刷経費であることが認められた。

社民党に係る同年 5 月 16 日発行の領収証分の資料作成費の支出については、  
F 2 議員の議会報告ニュースの印刷経費であることが認められた。

社民党に係る同年 9 月 11 日発行の領収書分の資料作成費、同年 10 月 23 日発行の領収書分の資料作成費の支出については、F 4 議員の議会活動で実現できた政策や市民要求について掲載した議会活動報告資料の印刷経費であることが認められた。

F 2 議員に係る同年 11 月 25 日発行の領収証分の資料作成費の支出については、議会報告ニュースの印刷経費であることが認められた。

F 1 議員に係る同年 12 月 26 日発行の領収証分の資料作成費の支出については、議会報告ニュース印刷のために使用する用紙の購入経費であることが認められた。

社民党に係る同年 5 月 16 日発行の領収証分の広報費の支出（2 件）については、  
F 2 議員の議会報告ニュースの印刷経費であることが認められた。

F 3 議員に係る同年 11 月 22 日発行の領収証書分の広報費の支出については、地域要望等に係る資料や議会報告ニュースの送付に使用するための切手の購入経費であることが認められた。

F 2 議員に係る同月 30 日発行の領収証書分の広報費の支出については、地域要望に使用するものはがき及び要望調査の回答書等の送付に使用するための

切手の購入経費であることが認められた。

F 3 議員に係る同年 12 月 19 日発行の領収証書分の広報費の支出については、議会報告に使用するためのはがきの購入経費であることが認められた。

以上のことから、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

イ 自民党・市政改革クラブの広報費に係る支出について

請求人らは、封筒代や印刷費に使用したことしか証明しておらず目的外支出である旨主張する。

I 2 議員に係る平成 18 年 9 月 13 日振込分の広報費の支出については、議会報告等の送付に使用するための封筒の印刷経費であることが認められた。

I 3 議員に係る平成 19 年 3 月 22 日発行の領収証分の広報費の支出については、議会活動、議員活動報告の送付に使用するための封筒の印刷経費であることが認められた。

I 4 議員に係る同月 28 日発行の領収証分の広報費の支出については、市政報告（市政だより）の印刷経費であることが認められた。

I 3 議員に係る同年 2 月 15 日発行の領収証分の広報費の支出については、議会活動、議員活動報告の送付に使用するための封筒の印刷経費であることが認められた。

I 1 議員に係る平成 18 年 4 月 4 日発行の領収証書分の広報費の支出については、私製はがきによる市政報告の送付に使用するための切手の購入経費であることが認められた。

I 1 議員に係る同年 5 月 18 日発行の郵便料金受領証分の広報費の支出については、会派報の送付のための郵送経費であることが認められた。

I 3 議員に係る平成 19 年 3 月 18 日発行の郵便料金受領証分の広報費、同年 2 月 5 日発行の郵便料金受領証分の広報費の支出については、市政報告の送付のための郵送経費であることが認められた。

I 5 議員に係る平成 18 年 5 月 8 日発行の領収証分の広報費、同月 24 日発行の領収証分の広報費の支出については、市政報告を行うための広報誌の印刷経費であることが認められた。

I 4 議員に係る同年 12 月 11 日発行の郵便切手類及び印紙売渡証明書分の広報費の支出については、市政報告に使用するためのはがきの購入経費であることが認められた。

I 4 議員に係る同年 8 月 1 日発行の郵便切手類及び印紙売渡証明書分の広報費の支出については、市政報告に使用するためのはがきの購入経費であることが認められた。

I 1 議員に係る同年 5 月 12 日発行の領収証分の広報費の支出については、会派報の送付に使用するための封筒の印刷経費であることが認められた。

I 2 議員に係る同月 31 日発行の領収証分の広報費の支出については、議会活動、市政報告の送付のための郵送経費であることが認められた。

したがって、これらの支出は違法又は不当とはいえない。

I 3 議員に係る同年 12 月 10 日発行の領収証分の広報費の支出については、

同議員から市政報告に使用するためのはがきの購入経費であるとの回答があったが、文面からするとあいさつを目的としたはがきの使用であり、本件支出 60,000 円は政務調査費の使途基準に合致しているとは認められない。

I 3 議員に係る平成 19 年 3 月 22 日発行の領収証分の広報費の支出については、面会者及び訪問先で使用するための名刺の印刷経費であることが認められた。名刺が市政調査研究活動の過程で自己紹介等に使用される場合があることは否定しないが、名刺の印刷経費は交際費的な性格が強いこと、さらに本件支出においては金額が 122,850 円で印刷枚数が 50,000 枚でありそのすべてが市政調査研究活動に使用されるとは認め難いこと、こうしたことを考慮すると本件支出 122,850 円は政務調査費の使途基準に合致しているとは認められない。なお、名刺の印刷経費は政務調査費の使途基準に合致しないとした裁判例もある（青森地裁平成 18 年 10 月 20 日判決）。

## 第 6 勧告

請求人らの主張には理由があるものと判断する。市長は、平成 18 年度に交付した政務調査費のうち、違法又は不当であると判断された自由民主党に係る 215,340 円、自民党・市政改革クラブに係る 182,850 円について、平成 19 年 10 月 31 日までに、返還を求めるよう必要な措置を講じられたい。

なお、地方自治法 242 条第 9 項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同年 11 月 7 日までに監査委員に通知されたい。

## 第 7 意見

- 1 政務調査費は、原則として 5 万円以上の支出に領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しを収支報告書に添付して提出することが義務付けられているが、その目的は政務調査費の使途の透明性、適正化を確保するためにあると考えられ、こうしたことからすると、ここにいう領収証書は、実際に金銭が授受されたことを証明するだけに留まらず、金額、日付、相手方、発行者、ただし書の使途、これらのすべてが記載されていることが必要であり、たとえ支払証明書に代えた場合においても、領収証書と同程度の内容を示すことが求められていると考えられる。

今回の監査に当たって領収証書等を閲覧したところ、領収証書の代わりに口座引落書、銀行の振込書、カード利用明細書が添付され、使途や支出先等が分からないものや「政務調査費領収書等添付用紙」の「備考」欄等に補記したとみられる使途で推量するしかないものが見受けられた。支払証明書にあっては、調査旅費や研究研修費において調査等の目的が記載されていないものも見受けられた。

本件の監査の対象となった支出のほとんどは、平成 19 年 2 月 16 日付け広島市監査公表第 5 号に係る政務調査費の住民監査請求の監査結果の公表前に支出されたものではあるが、同監査結果において言及したとおり、政務調査費を支出したときに徴する領収証書等は、会派として政務調査費を支出すると判断したことの適正を担保するためにも使途が明確にされたものであることが必要である。

また、調査旅費に限った場合、市職員等の公務による旅費にあっては、旅行命令権者

の発する旅行命令によって旅行し、旅行結果を報告する内容の復命書を作成し、新幹線利用に係る鉄道賃及び航空賃の領収証書を精算命令書等に添付することになっているが、政務調査費による旅行にあってはこうした手続はないため、事後的、客観的に確認することが困難な状況にある。したがって、透明性等の観点から、支払証明書を添付する場合であっても、実際に旅行に行った事実を確認しうる書類（新幹線利用に係る鉄道賃及び航空賃の領収証書等）の添付が必要である。

- 2 前回の平成 19 年 2 月 16 日付け広島市監査公表第 5 号に係る政務調査費の住民監査請求においては、4,300 件を超える支出について監査を実施し、限られた短い期間の中で、すべての支出について調査を行いどれが違法又は不当であるか理論付けすることは不可能であったため、基準を設け違法又は不当であると判断できたものについて勧告の対象にした。そして、今回は請求のあった個々の支出について検討し、その結果 5 件の支出が違法又は不当と認められた。この 2 回の監査結果において、続けて使途基準に合致しない支出が認められたことは、監査委員として誠に遺憾である。

しかし、市議会においては、同年 6 月に政務調査費の支出に当たっての基本的留意事項、不適切な支出事例等を記載した政務調査費運用マニュアルを作成し、市議会内におかれた議会改革検討会議は、同年 8 月、政務調査費について平成 20 年度の支出分から全ての支出に係る領収書等の写しを収支報告書に添付することなどを内容とする「費用弁償等について」を市議会議長あてに答申し、その後開かれた各派幹事長会議において、答申のとおり交付条例を改正する条例案を同年 9 月開催の第 4 回市議会定例会に議員提案することを申し合わせた。このように、市議会における政務調査費の使途の透明性等に係る制度の改善は着実に進展してきている。

議員活動は、市政調査研究活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多彩なため一つの活動が市政調査研究活動と他の議員活動との両面を有し、加えて、議員の日常的な活動においては、その性質上私的な使途と公的な使途が渾然となっている部分があることも理解できないではない。しかし、政務調査費の原資は住民等からの税金であり、かつ、政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」（地方自治法第 100 条第 13 項）として、市政に関する調査研究活動のみに支出されるものである。

例えば、調査研究の旅行をした場合にあっては、広島市の施策等に係ることを目的として日程、訪問地等が選定されたこと、この目的に従って訪問調査が実施されたこと、訪問先で中身のある説明や質疑応答等がされたことなど、調査の目的及び内容が市政との関連性を有していたことが明確に記載された記録を残す等、手続の改善を検討されたい。さらに、この度政務調査費の旅費の支出に当たって他の団体の支出との二重支出が疑われ住民監査請求されたものがあったことから、二度とそのようなことがないよう併せて手続の改善を検討されたい。また、他の自治体では、第三者による政務調査費の使途や金額について審査する機関を設置しているところもあり、その導入についても検討されたい。

こうしたことにより、政務調査費の適正な支出と改善に向けた不断の努力を望むものである。